第70号(第90条関係)

保　管　業　届　出　書

銃砲刀剣類所持等取締法 □第１０条の８第１項
□第10条の8の2第1項 の規定により、 □ 猟 銃 等
□クロスボウ の保管を業とすることを次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会　殿

届出人氏名

事業場の名称、所在地及び電話番号	
猟銃等又はクロスボウを保管する場所の所在地及び電話番号	
事業開始の予定期日	年　月　日

備考　1　猟銃等に係る届出を行う場合にあつては第10条の8第1項とある□及び猟銃等とある□内に、クロスボウに係る届出を行う場合にあつては第10条の8の2第1項とある□及びクロスボウとある□内にレ印を記入すること。

2　届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

3　事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。

4　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。